

半 期 報 告 書

(第105期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月 30 日

株式会社 **ツガミ**

(342001)

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	4
3. 対処すべき課題	4
4. 経営上の重要な契約等	4
5. 研究開発活動	5
第3 設備の状況	6
1. 主要な設備の状況	6
2. 設備の新設、除却等の計画	6
第4 提出会社の状況	7
1. 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	23
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	24
(5) 大株主の状況	24
(6) 議決権の状況	25
2. 株価の推移	26
3. 役員の状況	26
第5 経理の状況	27
1. 中間連結財務諸表等	28
(1) 中間連結財務諸表	28
(2) その他	59
2. 中間財務諸表等	60
(1) 中間財務諸表	60
(2) その他	72
第6 提出会社の参考情報	73
第二部 提出会社の保証会社等の情報	74

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第105期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社ツガミ
【英訳名】	TSUGAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 社長執行役員 西嶋 尚生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03) 3808-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	理事執行役員 管理本部 部長 早崎 敬二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	(03) 3808-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	理事執行役員 管理本部 部長 早崎 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1-8-16)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第103期中	第104期中	第105期中	第103期	第104期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（百万円）	16,881	18,489	13,596	34,006	36,557
経常利益（百万円）	2,671	2,950	1,264	5,363	5,535
中間（当期）純利益（百万円）	3,868	1,730	735	5,530	3,447
純資産額（百万円）	22,235	23,213	23,205	23,272	23,450
総資産額（百万円）	35,133	35,145	32,718	36,827	35,943
1株当たり純資産額（円）	289.39	311.67	322.46	306.53	322.67
1株当たり中間（当期）純利益（円）	50.08	22.95	10.17	71.38	46.36
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	49.79	22.79	10.10	70.81	46.05
自己資本比率（％）	63.3	66.0	70.5	63.2	65.0
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	1,265	2,717	1,007	1,551	4,142
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	76	△192	△673	△1,020	△383
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△865	△1,547	△852	△1,845	△3,157
現金及び現金同等物の中間期末（期 末）残高（百万円）	4,588	3,872	2,976	2,796	3,496
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）（人）	610 (284)	617 (397)	605 (479)	605 (305)	601 (427)

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第103期中	第104期中	第105期中	第103期	第104期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（百万円）	16,522	18,123	13,289	33,262	35,255
経常利益（百万円）	2,550	2,757	1,320	5,016	5,110
中間（当期）純利益（百万円）	3,798	1,675	826	5,333	3,257
資本金（百万円）	10,599	10,599	10,599	10,599	10,599
発行済株式総数（千株）	89,019	89,019	79,019	89,019	79,019
純資産額（百万円）	21,837	22,648	22,566	22,747	22,723
総資産額（百万円）	34,431	34,472	32,066	36,215	35,186
1株当たり配当額（円）	3.00	4.00	5.00	8.00	10.00
自己資本比率（％）	63.4	65.6	69.9	62.8	64.3
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）（人）	430 (176)	422 (229)	447 (265)	423 (192)	425 (247)

（注）1. 売上高には、消費税等（消費税および地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。

2. 提出会社の経営指標等における「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間（当期）純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間について、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
工作機械事業	516（429）
専用機その他の事業	42（29）
全社（共通）	47（21）
合計	605（479）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	447（265）
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。また、当社より他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間期におけるわが国経済は、原油をはじめとする原材料価格の高騰や米国サブプライム問題などの不安定要因はあったものの、企業収益の改善による設備投資の拡大や雇用拡大による個人消費の持ち直し、並びに欧州・BRICs諸国向け輸出増などから緩やかな成長で推移しました。

工作機械業界におきましては、内需の足踏みを外需でカバーし業界全体での受注実績は引き続き高水準を維持しております。しかし当社の対象マーケットである小型・超精密加工分野の環境は昨年後半よりやや調整局面に入り、いまだ本格的な回復には至っていない状況であります。

このような状況の下で、当社グループは長年培った精密加工のノウハウをもとに、環境・省エネ対策が求められる自動車関連、更に高精度化するIT関連およびその他の業界のニーズに応える精密加工機械を引き続き提供するとともに、各種新製品を市場に提供してまいりました。

生産面におきましては、長岡工場・信州工場および中国工場を含めた生産子会社間での連携による効率生産と、部品の内製化・ユニット化等の取り組みを一層図り、生産性の向上とコストダウンに努めてまいりました。

また、アフターサービス部門の整備・充実に努めてまいりました。

売上高につきましては、当社主力顧客であります自動車関連およびIT業界の設備投資に一服感が見られたこと、既往受注分の納期が一部下期にずれ込んだこと、OEM生産解消などにより前年同期比26.5%減の13,596百万円に留まりました。

国内は前年同期比34.5%減の7,385百万円、輸出額は前年同期比13.9%減の6,210百万円となりました。この結果、輸出比率は前年同期の39.0%から45.7%となりました。

当中間期の損益につきましては、営業利益は前年同期比57.2%減の1,260百万円、経常利益は前年同期比57.1%減の1,264百万円、中間純利益は前年同期比57.5%減の735百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

① 工作機械事業の売上高は前年同期比22.5%減の12,574百万円となりました。

機種別の売上高につきましては、主力の自動旋盤は自動車関連の減少に加えデジタル家電業界の落ち込みが大きかった結果、前年同期比26.2%減の7,717百万円となりました。研削盤の売上高も自動車関連および油圧機器関連の減少で前年同期比31.7%減の2,130百万円となりました。マシニングセンタの売上高は前年同期比6.5%減の1,512百万円となりました。転造盤・ラップ盤他の売上高は前年同期比16.7%増の1,213百万円となりました。

② 専用機その他事業の売上高は前述のとおりOEM生産解消により前年同期比54.7%減の1,022百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて519百万円減少して2,976百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、1,007百万円の増加（前年同期は2,717百万円の増加）となりました。

これは主に、税金等調整前中間純利益1,196百万円、減価償却費415百万円、売上債権の減少3,312百万円等により資金が増加し、たな卸資産の増加655百万円、仕入債務の減少1,954百万円、法人税等の支払い1,045百万円等により資金が減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、673百万円の減少（前年同期は192百万円の減少）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得146百万円、投資有価証券の取得452百万円等により資金が減少したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、852百万円の減少（前年同期は1,547百万円の減少）となりました。

これは主に、自己株式の取得426百万円、配当金の支払い436百万円等により資金が減少したことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
工作機械事業	13,355	82.3
専用機その他の事業	1,007	45.2
合計	14,362	77.8

- (注) 1. 記載金額は標準仕切価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ（当社及び連結子会社）の工作機械事業については、見込み生産を行っておりますが、専用機その他の事業の一部については、受注生産を行っております。

上記受注生産の受注状況は、下記のとおりです。

区分	受注高（百万円）	前年同期比（％）
専用機その他の事業の内受注生産	594	36.6

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
工作機械事業	12,574	77.5
専用機その他の事業	1,022	45.3
合計	13,596	73.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、創業以来培ってきた精密技術を基礎に、市場のニーズを絶えず先取りし、「高精度」「高速」「高剛性」の工作機械を提供することを通じ、社会に貢献するとともに企業価値を高めてまいります。

また、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当と自己株式の取得を柱に連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

当社は、上記基本方針により、企業価値・株主共同の利益の確保または向上に全力で取組む所存であります。

昨今のわが国の資本市場においては、株主および投資家の皆様に十分な情報開示が行われることなく、突然、株式等の大量買付が行われる事例が少なからず見受けられます。

当社において、そのような事態に至った場合、その結果として当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

従いまして、当社といたしましては、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、必要があれば株主の皆様のご意見をより直接的に反映出来ること等を加味しました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入等、適切な対応を行う方針であります。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は製品開発、技術開発において、長年培った精密加工の技術を基に、顧客のニーズに迅速に対応し、高精度、高速、高剛性機をスピーディーに開発する為、活発な製品開発活動を行っております。

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、173百万円であります。

(1) 工作機械事業

当社が中心となって、環境・安全・省エネ対応の自動車関連部品（電動パワステ、次世代ブレーキ、環境対応エンジン）の加工や、今後ますます高精度化する情報・通信関連分野、特にハードディスク駆動装置（HDD）などパソコン関連部品、携帯電話・デジタルカメラなど小型情報端末部品、医療関連部品等の超精密加工部品に対応できる、小型・高速高精度加工機の開発に力を注いでおります。

当中間連結会計期間の主な成果としては、CNC精密自動旋盤C15-II、C18L、SS20(HS20)等の開発であります。

当事業に係る研究開発費は、173百万円であります。

(2) 専用機その他の事業

当中間連結会計期間における当事業に係る研究開発費の支出はありませんでした。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	79,019,379	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	79,019,379	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	195	195
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	195,000	195,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	286	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 286 資本組入額 143	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

② 平成17年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	360	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,000	360,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	575	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 575 資本組入額 288	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 平成17年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	180	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000	180,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役および役付執行役員

のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②前項に関わらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただしこの場合、相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

④ 平成18年6月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	340	340
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000	340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	759	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月4日 至 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、3	発行価格 935 資本組入額 468	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分す

る自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額 759円と行使時の払込金額 176円を合算しております。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後行使金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ix その他の新株予約権の行使の条件

上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

⑤ 平成18年6月23日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	78	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000	78,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月21日 至 平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記表の新株予約権の行使期間の期間内において、原則として当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併契約がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ix その他の新株予約権の行使の条件

上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

⑥ 平成18年6月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	59	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000	59,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月21日 至 平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする

②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ix その他の新株予約権の行使の条件

上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

⑦ 平成19年6月22日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	350	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000	350,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月10日 至 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、3	発行価格 738 資本組入額 369	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額 138円と行使時の払込金額 600円を合算しております。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の注記で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後行使金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ix その他の新株予約権の行使の条件

上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

⑧ 平成19年6月22日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	89	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,000	89,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月10日 至 平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 514 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記表の新株予約権の行使期間の期間内において、原則として当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額513円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併契約がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割契約がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、

吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1．に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

⑨ 平成19年6月22日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	101	101
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,000	101,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月10日 至 平成39年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2、4	発行価格 514 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記表の新株予約権の行使期間の期間内において、原則として当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額513円と行使時の払込金額1円を合算しております。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成における再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併契約がその効力を生ずる日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収

合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記表における新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表における新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ix その他の新株予約権の行使の条件
上記表における新株予約権の行使の条件に準じる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	79,019,379	—	10,599	—	4,138

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	5,232	6.62
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	4,877	6.17
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1-8-12	2,220	2.80
株式会社森精機製作所	奈良県大和郡山市北郡山町106	2,000	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	1,857	2.35
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,516	1.91
株式会社北越銀行	新潟県長岡市大手通2-2-14	1,484	1.87
日興シティ信託銀行株式会社	東京都品川区東品川2-3-14	1,406	1.77
ツガミ取引先持株会	新潟県長岡市東蔵王1-1-1	1,173	1.48
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントイーアイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON, EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,108	1.40
計	—	22,873	28.94

- (注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式はすべて、信託業務に係るものであります。
2. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、退職給付信託東京精密口に係る株式数は、4,592千株であり、その他の信託業務に係る株式数は、285千株であります。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式はすべて、信託業務に係るものであります。
4. 上記日興シティ信託銀行株式会社の所有株式はすべて、信託業務に係るものであります。
5. 自己株式7,054千株(8.92%)については、議決権がないため大株主上位10位から除いております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 7,054,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 71,421,000	71,421	—
単元未満株式	普通株式 544,379	—	—
発行済株式総数	79,019,379	—	—
総株主の議決権	—	71,421	—

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、20千株 (議決権の数20個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ツガミ	東京都中央区日本 橋堀留町1-9- 10	7,054,000	—	7,054,000	8.92
計	—	7,054,000	—	7,054,000	8.92

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	700	654	610	615	593	542
最低（円）	631	531	529	536	435	410

（注）株価の最高・最低は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金			3,922		3,116		3,576
2. 受取手形及び売掛金	※4		13,657		11,004		14,314
3. たな卸資産			6,949		8,135		7,659
4. 繰延税金資産			408		332		385
5. その他			158		173		64
貸倒引当金			△76		△58		△79
流動資産合計			25,020	71.2	22,704	69.4	25,920
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物	※1	4,489		4,365		4,490	
(2) 機械装置及び運搬具	※1	2,134		2,089		2,116	
(3) 土地		642		598		598	
(4) その他	※1	304	7,570	21.5	263	7,316	22.4
2. 無形固定資産			33	0.1	34	0.1	33
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		2,220		2,349		2,223	
(2) その他		301	2,521	7.2	313	2,663	8.1
固定資産合計			10,125	28.8	10,014	30.6	10,023
資産合計			35,145	100.0	32,718	100.0	35,943

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		8,279		7,178		9,129	
2. 未払法人税等		1,146		382		1,024	
3. 賞与引当金		412		341		344	
4. その他		837		597		845	
流動負債合計		10,675	30.3	8,499	26.0	11,344	31.6
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		743		773		750	
2. 役員退職慰労引当金		26		8		34	
3. その他		486		231		363	
固定負債合計		1,256	3.6	1,013	3.1	1,148	3.2
負債合計		11,932	33.9	9,513	29.1	12,493	34.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		10,599	30.2	10,599	32.4	10,599	29.5
2. 資本剰余金		7,995	22.8	4,203	12.9	4,208	11.7
3. 利益剰余金		9,150	26.0	10,867	33.2	10,568	29.4
4. 自己株式		△5,163	△14.7	△3,092	△9.5	△2,681	△7.5
株主資本合計		22,581	64.3	22,579	69.0	22,695	63.1
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		569	1.6	410	1.2	600	1.6
2. 為替換算調整勘定		33	0.1	63	0.2	60	0.2
評価・換算差額等合計		602	1.7	474	1.4	660	1.8
III 新株予約権							
		29	0.1	152	0.5	94	0.3
純資産合計		23,213	66.1	23,205	70.9	23,450	65.2
負債純資産合計		35,145	100.0	32,718	100.0	35,943	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			18,489	100.0		13,596	100.0		36,557	100.0
II 売上原価			13,673	74.0		10,610	78.0		27,325	74.7
売上総利益			4,816	26.0		2,985	22.0		9,231	25.3
III 販売費及び一般管理費										
1. 給料諸手当		391			413			802		
2. 賞与引当金繰入額		112			83			222		
3. 退職給付費用		36			41			74		
4. 役員退職慰労引当金繰入額		9			4			19		
5. 技術研究費		350			173			636		
6. 保険料		73			51			129		
7. その他		895	1,870	10.1	956	1,725	12.7	1,864	3,752	10.3
営業利益			2,945	15.9		1,260	9.3		5,478	15.0
IV 営業外収益										
1. 受取利息		3			1			5		
2. 受取配当金		18			19			29		
3. 賃貸料		6			7			16		
4. 為替差益		—			10			2		
5. その他		27	55	0.3	18	56	0.4	100	154	0.4
V 営業外費用										
1. 支払利息		0			0			0		
2. 売上割引		—			11			11		
3. 手形売却損		33			29			71		
4. その他		17	51	0.2	10	52	0.4	14	97	0.3
経常利益			2,950	16.0		1,264	9.3		5,535	15.1
VI 特別利益										
1. 貸倒引当金戻入益		—			19			—		
2. 固定資産売却益	※1	—			—			120		
3. 投資有価証券売却益		—			—			0		
4. 役員賞与引当金戻入益		—	—	—	15	34	0.3	—	120	0.3
VII 特別損失										
1. 固定資産除却損	※2	41			3			87		
2. 固定資産売却損	※3	6			1			57		
3. 製品改善対策費	※4	—			90			—		
4. たな卸資産評価損		35			—			51		
5. たな卸資産除却損		21			—			55		
6. 投資有価証券評価損		12			6			63		
7. その他		—	116	0.7	—	102	0.8	122	437	1.1
税金等調整前中間(当期) 純利益			2,833	15.3		1,196	8.8		5,218	14.3
法人税、住民税及び事業 税		1,095			408			1,882		
法人税等調整額		8	1,103	5.9	53	461	3.4	△111	1,771	4.9
中間(当期)純利益			1,730	9.4		735	5.4		3,447	9.4

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株 主 資 本					評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高（百万円）	10,599	8,011	7,871	△4,015	22,466	805	—	805	—	23,272
中間連結会計期間中の変動額										
利益処分による配当			△379		△379					△379
利益処分による役員賞与			△38		△38					△38
連結子会社増加による利益剰余金減少高			△34		△34					△34
中間純利益			1,730		1,730					1,730
自己株式の取得				△1,244	△1,244					△1,244
自己株式の処分		△15		96	80					80
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）						△236	33	△202	29	△173
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	—	△15	1,278	△1,148	114	△236	33	△202	29	△58
平成18年9月30日残高（百万円）	10,599	7,995	9,150	△5,163	22,581	569	33	602	29	23,213

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株 主 資 本					評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算差額 等合計		
平成19年3月31日残高（百万円）	10,599	4,208	10,568	△2,681	22,695	600	60	660	94	23,450
中間連結会計期間中の変動額										
剰余金の配当			△436		△436					△436
中間純利益			735		735					735
自己株式の取得				△425	△425					△425
自己株式の処分		△5		15	10					10
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）						△189	3	△186	57	△128
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	—	△5	299	△410	△116	△189	3	△186	57	△244
平成19年9月30日残高（百万円）	10,599	4,203	10,867	△3,092	22,579	410	63	474	152	23,205

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高（百万円）	10,599	8,011	7,871	△4,015	22,466	805	—	805	—	23,272
連結会計年度中の変動額										
利益処分による配当			△379		△379					△379
剰余金の配当			△297		△297					△297
利益処分による役員賞与			△38		△38					△38
連結子会社増加による利益剰 余金減少高			△34		△34					△34
当期純利益			3,447		3,447					3,447
自己株式の取得				△2,587	△2,587					△2,587
自己株式の処分		△32		151	119					119
自己株式の消却		△3,770		3,770	—					—
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）						△205	60	△144	94	△50
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	—	△3,802	2,697	1,333	228	△205	60	△144	94	178
平成19年3月31日残高（百万円）	10,599	4,208	10,568	△2,681	22,695	600	60	660	94	23,450

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益		2,833	1,196	5,218
減価償却費		361	415	759
投資有価証券評価損		12	6	63
たな卸資産除却損		21	—	55
貸倒引当金の増減額		△1	△20	0
退職給付引当金の増 減額		47	22	55
受取利息及び受取配 当金		△21	△20	△35
支払利息		0	0	0
有形固定資産売却益		—	—	△120
有形固定資産売却損		6	1	57
売上債権の増減額		470	3,312	△181
たな卸資産の増減額		1,018	△655	196
仕入債務の増減額		△666	△1,954	164
役員賞与の支払額		△38	—	△38
その他の増減額		348	△201	494
小計		4,392	2,102	6,693
利息及び配当金の受 取額		21	20	35
利息の支払額		—	—	△0
訴訟費用の支払額		—	△69	△17
法人税等の支払額		△1,696	△1,045	△2,568
営業活動によるキャッ シュ・フロー		2,717	1,007	4,142

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
定期預金の払戻による 収入		30	40	40
定期預金の預入による 支出		△30	△100	△70
有形固定資産の取得 による支出		△685	△146	△1,071
有形固定資産の売却 による収入		495	1	724
投資有価証券の取得 による支出		△2	△452	△205
投資有価証券の売却 による収入		—	—	200
貸付金の回収による 収入		0	0	0
その他の増減額		0	△17	△2
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△192	△673	△383
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
自己株式の売却による 収入		80	10	115
自己株式の取得による 支出		△1,247	△426	△2,594
配当金の支払額		△379	△436	△677
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△1,547	△852	△3,157
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		△1	△0	△1
V 現金及び現金同等物の 増加額又は減少額		977	△519	601
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		2,796	3,496	2,796
VII 新規連結に伴う現金及 び現金同等物の増加高		98	—	98
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		3,872	2,976	3,496

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 6社 (株)ツガミマシナリー (株)ツガミシマモト (株)ツガミツール (株)ツガミプレジジョン (株)ツガミ総合サービス 津上精密机床(浙江)有限公司 上記のうち、津上精密机床(浙江)有限公司は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 ツガミ(タイ) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 5社 (株)ツガミマシナリー (株)ツガミシマモト (株)ツガミプレジジョン (株)ツガミ総合サービス 津上精密机床(浙江)有限公司</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 ツガミ(タイ) (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 5社 (株)ツガミマシナリー (株)ツガミシマモト (株)ツガミプレジジョン (株)ツガミ総合サービス 津上精密机床(浙江)有限公司 上記のうち、津上精密机床(浙江)有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)ツガミツールは、平成18年10月1日付で(株)ツガミ総合サービスへ吸収合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 ツガミ(タイ) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した非連結子会社 0社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社(ツガミ(タイ))及び関連会社(株)ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した非連結子会社 0社 (2) 同左</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した非連結子会社 0社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社(ツガミ(タイ))及び関連会社(株)ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、津上精密机床(浙江)有限公司の中間決算日は、6月30日であります。 中間連結財務諸表の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、中間連結決算上必要な調整を行っております。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>3. 連結子会社の決算日等に関する事項 連結子会社のうち、津上精密机床(浙江)有限公司の決算日は12月31日であります。 連結財務諸表の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ26百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>③ 役員賞与引当金</p> <hr/> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,180百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社については、役員の退職により支給する役員退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間に負担すべき額を計上することとしております。 なお、当中間連結会計期間末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ15百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,180百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的投資からなっております。</p>	<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>1. ストック・オプション等に関する会計基準 当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ29百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p>	<p>1. ストック・オプション等に関する会計基準 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ98百万円減少しております。 なお、セグメントに情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
<p>2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は23,183百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は23,356百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正 当中間連結会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正 当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書) 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「自己株式取得費用」は、営業外費用の総額の100分の10であるため、営業外費用「その他」に含めて表示することに変更しております。 なお、当中間連結会計期間における営業外費用「その他」に含まれる「自己株式取得費用」は3百万円であります。</p>	<p>(中間連結損益計算書) 前中間連結会計期間において営業外費用「その他」に含めて表示しておりました「売上割引」は、当中間連結会計期間において営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記することに変更しております。 なお、前中間連結会計期間の営業外費用「その他」に含まれる「売上割引」は5百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">11,052百万円</p> <p>2. 受取手形裏書譲渡高</p> <p style="text-align: right;">25百万円</p> <p>3. 受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">1,360百万円</p> <p>輸出受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">1,995百万円</p> <p>※4. 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 623百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">10,709百万円</p> <p>2. 受取手形裏書譲渡高</p> <p style="text-align: right;">28百万円</p> <p>3. 受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">300百万円</p> <p>輸出受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">1,944百万円</p> <p>※4. 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 382百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">10,416百万円</p> <p>2. 受取手形裏書譲渡高</p> <p style="text-align: right;">53百万円</p> <p>3. 受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">1,000百万円</p> <p>輸出受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">2,687百万円</p> <p>※4. 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 770百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>※1. _____</p> <p>※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械装置及び運搬具 3百万円</p> <p>その他 37</p> <p style="text-align: right;">41百万円</p> <p>※3. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械装置及び運搬具 5百万円</p> <p>その他 0</p> <p style="text-align: right;">6百万円</p> <p>※4. _____</p>	<p>※1. _____</p> <p>※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械装置及び運搬具 2百万円</p> <p>その他 0</p> <p style="text-align: right;">3百万円</p> <p>※3. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>機械装置及び運搬具 1百万円</p> <p>※4. 製品改善対策費は、主として海外の一部地域向け製品に高剛性タイプが必要だった為、部品を交換した事等による費用であります。</p>	<p>※1. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>土地 120百万円</p> <p>その他 0</p> <p style="text-align: right;">120百万円</p> <p>※2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>工具 82百万円</p> <p>その他 5</p> <p style="text-align: right;">87百万円</p> <p>※3. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>建物 36百万円</p> <p>機械装置 20</p> <p>その他 1</p> <p style="text-align: right;">57百万円</p> <p>※4. _____</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	89,019	—	—	89,019
合計	89,019	—	—	89,019
自己株式				
普通株式(注)1,2	13,099	1,735	297	14,537
合計	13,099	1,735	297	14,537

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加1,735千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社が取得した自己株式1,721千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少297千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計 期間末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	29
	合計	—	—	—	—	—	29

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	379	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	297	利益剰余金	4.00	平成18年9月30日	平成18年12月5日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	79,019	—	—	79,019
合計	79,019	—	—	79,019
自己株式				
普通株式(注)1,2	6,341	748	35	7,054
合計	6,341	748	35	7,054

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加748千株は、単元未満株式の買取りによる増加7千株、当社が取得した自己株式741千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少35千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計 期間末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	152
合計		—	—	—	—	—	152

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	436	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月8日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	359	利益剰余金	5.00	平成19年9月30日	平成19年11月27日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	89,019	—	10,000	79,019
合計	89,019	—	10,000	79,019
自己株式				
普通株式（注）2, 3	13,099	3,680	10,438	6,341
合計	13,099	3,680	10,438	6,341

(注) 1. 発行済株式の普通株式の株式数の減少10,000千株は、消却による減少であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の増加3,680千株は、単元未満株式の買取りによる増加18千株、当社が取得した自己株式3,662千株であります。

3. 自己株式の普通株式の株式数の減少10,438千株は、ストック・オプションの行使による減少438千株、消却による減少10,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	94
合計		—	—	—	—	—	94

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	379	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	297	4.00	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	436	利益剰余金	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 3,922百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 $\Delta 50$</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 <u>3,872百万円</u></p> <p>2. _____</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 3,116百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 $\Delta 140$</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 <u>2,976百万円</u></p> <p>2. _____</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 3,576百万円 預入期間が3か月を 超える定期預金 $\Delta 80$</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 <u>3,496百万円</u></p> <p>2. 重要な非資金取引 自己株式の消却 3,770百万円</p>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																										
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="159 349 566 677"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>66</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>88</td> <td>41</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>180</td> <td>109</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="159 829 566 939"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="159 1113 566 1190"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	機械装置及び運搬具	66	52	14	有形固定資産・その他	88	41	46	無形固定資産	25	15	10	合計	180	109	71	1年以内	26百万円	1年超	44	計	71百万円	支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="590 349 997 677"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>39</td> <td>24</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>80</td> <td>44</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>33</td> <td>24</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>153</td> <td>92</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="590 829 997 939"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="590 1113 997 1190"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	機械装置及び運搬具	39	24	15	有形固定資産・その他	80	44	35	無形固定資産	33	24	9	合計	153	92	60	1年以内	27百万円	1年超	33	計	60百万円	支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1021 349 1428 677"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>43</td> <td>26</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>96</td> <td>53</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>31</td> <td>19</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>171</td> <td>99</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1021 829 1428 939"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="1021 1113 1428 1190"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	43	26	16	有形固定資産・その他	96	53	42	無形固定資産	31	19	11	合計	171	99	71	1年以内	28百万円	1年超	42	計	71百万円	支払リース料	33百万円	減価償却費相当額	33
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																																																																									
機械装置及び運搬具	66	52	14																																																																																									
有形固定資産・その他	88	41	46																																																																																									
無形固定資産	25	15	10																																																																																									
合計	180	109	71																																																																																									
1年以内	26百万円																																																																																											
1年超	44																																																																																											
計	71百万円																																																																																											
支払リース料	15百万円																																																																																											
減価償却費相当額	15																																																																																											
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																																																																									
機械装置及び運搬具	39	24	15																																																																																									
有形固定資産・その他	80	44	35																																																																																									
無形固定資産	33	24	9																																																																																									
合計	153	92	60																																																																																									
1年以内	27百万円																																																																																											
1年超	33																																																																																											
計	60百万円																																																																																											
支払リース料	15百万円																																																																																											
減価償却費相当額	15																																																																																											
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																																									
機械装置及び運搬具	43	26	16																																																																																									
有形固定資産・その他	96	53	42																																																																																									
無形固定資産	31	19	11																																																																																									
合計	171	99	71																																																																																									
1年以内	28百万円																																																																																											
1年超	42																																																																																											
計	71百万円																																																																																											
支払リース料	33百万円																																																																																											
減価償却費相当額	33																																																																																											

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	1,212	2,172	959
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
計	1,212	2,172	959

(注) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	31

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について12百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	1,636	2,329	693
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
計	1,636	2,329	693

(注) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	4

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について6百万円減損処理を行っております。

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	1,184	2,196	1,012
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1,184	2,196	1,012

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について31百万円減損処理を行っております。
なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	11

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について32百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成18年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 29百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 45名、当社の子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 340,000株
付与日	平成18年7月3日
権利確定条件	該当事項なし
対象勤務期間	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成20年7月4日～平成23年6月30日
権利行使価格 (円)	759
付与日における公正な評価単価 (円)	176

	株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名、当社の監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 78,000株
付与日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	608

	株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社役付執行役員8名、これに準ずる使用人3名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 72,000株
付与日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	608

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 6百万円

販売費及び一般管理費 51百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人42名、当社の子会社の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 350,000株
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	該当事項なし
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年7月9日
権利行使期間	平成21年7月10日～平成24年6月30日
権利行使価格（円）	600
付与日における公正な評価単価（円）	138

	株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名、当社の監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 101,000株
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし
権利行使期間	平成19年7月10日～平成39年7月9日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	513

	株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員11名及びこれに準ずる使用人1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 89,000株
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし
権利行使期間	平成19年7月10日～平成39年7月9日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	513

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 98百万円

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成16年 第1回一般型新株予約権	平成17年 第2回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 46名 当社子会社の役員及び使用人 16名	当社取締役 1名 当社使用人 40名 当社子会社の役員及び使用人 11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 650,000株	普通株式 360,000株
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	該当事項なし	該当事項なし
対象勤務期間	平成16年7月1日～平成18年6月30日	平成17年7月1日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日	平成19年7月1日～平成22年6月30日
権利行使価格（円）	286	575
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	平成17年 第1回報酬型新株予約権	平成18年 第3回一般型新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名 当社使用人 7名	当社使用人 45名 当社子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 220,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月3日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	該当事項なし
対象勤務期間	該当事項なし	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成37年6月30日	平成20年7月4日～平成23年6月30日
権利行使価格（円）	1	759
付与日における公正な評価単価（円）	—	176

	平成18年 株式報酬型ストック・オプションAプラン	平成18年 株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 4名	当社役付執行役員 8名 これに準ずる使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 78,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成18年7月20日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。	原則として当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項なし	該当事項なし
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日	平成18年7月21日～平成38年7月20日
権利行使価格（円）	1	1
付与日における公正な評価単価（円）	608	608

（注）株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	16,232	2,256	18,489	—	18,489
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	16,232	2,256	18,489	—	18,489
営業費用	13,285	1,901	15,187	356	15,543
営業利益	2,947	354	3,301	(356)	2,945

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間 356百万円

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」の1. に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は29百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	12,574	1,022	13,596	—	13,596
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	12,574	1,022	13,596	—	13,596
営業費用	11,057	887	11,944	391	12,336
営業利益	1,516	134	1,651	(391)	1,260

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間 391百万円

4. 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」の(会計方針の変更)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「工作機械事業」が3百万円、「専用機その他事業」が0百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」の(追加情報)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「工作機械事業」が23百万円、「専用機その他事業」が3百万円、「消去又は全社」が0百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	32,774	3,782	36,557	—	36,557
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	32,774	3,782	36,557	—	36,557
営業費用	27,122	3,197	30,319	758	31,078
営業利益	5,652	584	6,237	(758)	5,478

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の金額は758百万円であり、その主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

4. 会計方針の変更

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」の1.に記載のとおり、当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は98百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(役員賞与に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4. 会計処理基準に関する事項(3) 重要な引当金の計上基準③役員賞与引当金に記載のとおり、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は15百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

当中間連結会計期間において、全セグメントの合計に占める本邦の割合が90%を超えるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

当中間連結会計期間において、全セグメントの合計に占める本邦の割合が90%を超えるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

前連結会計年度において、全セグメントの合計に占める本邦の割合が90%を超えるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	5,566	1,437	208	7,212
II 連結売上高（百万円）				18,489
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	30.1	7.8	1.1	39.0

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	4,859	674	676	6,210
II 連結売上高（百万円）				13,596
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	35.7	5.0	5.0	45.7

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
I 海外売上高（百万円）	11,360	3,296	639	15,296
II 連結売上高（百万円）				36,557
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	31.1	9.0	1.7	41.8

（注）1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……………台湾、タイ、香港、シンガポール、中国

(2) アメリカ……………アメリカ合衆国

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、スイス、イタリア

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 311.67円	1株当たり純資産額 322.46円	1株当たり純資産額 322.67円
1株当たり中間純利益 22.95円	1株当たり中間純利益 10.17円	1株当たり当期純利益金額 46.36円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 22.79円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 10.10円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 46.05円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	1,730	735	3,447
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,730	735	3,447
期中平均株式数(千株)	75,417	72,292	74,365
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万 円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	540	456	498
(ストック・オプション 千株)	(540)	(456)	(498)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	平成18年6月23日定時 株主総会決議によるス tock・オプション (株式の数340千株)	平成17年6月24日定時 株主総会決議によるス tock・オプション (株式の数360千株)	平成18年6月23日定時株 主総会決議によるス tock・オプション(株式の 数340千株)
		平成18年6月23日定時 株主総会決議によるス tock・オプション (株式の数340千株)	
		平成19年6月22日定時 株主総会決議によるス tock・オプション (株式の数350千株)	

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(自己株式の取得)</p> <p>提出会社は、平成18年9月15日及び平成18年10月16日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議し、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、平成18年10月及び11月に自己株式の取得を、実施しました。</p> <p>取得した株式の種類 当社普通株式</p> <p>取得した株式の総数 1,070,000株 (発行済み株式総数に対する割合1.2%)</p> <p>株式の取得価額の総額 716百万円</p> <p>取得の方法 市場買付け</p> <p>(自己株式の消却)</p> <p>提出会社は、平成18年11月13日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、平成18年11月15日に自己株式の消却を実施しました。</p> <p>消却した株式の種類 当社普通株式</p> <p>消却した株式の数 10,000,000株 (発行済み株式総数に対する割合11.2%)</p>	—————	<p>(ストックオプションの決議)</p> <p>提出会社は、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会及び取締役会において、新株予約権の発行を決議しております。</p> <p>その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8) ストックオプション制度の内容」5.平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくもの及び6.平成19年6月22日開催の取締役会決議に基づくものに記載のとおりであります。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		3,530		2,689		3,191	
2. 受取手形	※4	4,229		2,939		3,011	
3. 売掛金		9,503		8,090		11,195	
4. たな卸資産		6,484		7,641		7,141	
5. 繰延税金資産		408		317		385	
6. その他	※3	385		482		378	
貸倒引当金		△78		△58		△78	
流動資産合計		24,464	71.0	22,102	68.9	25,224	71.7
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物	※1	3,870		3,769		3,863	
(2) 機械装置	※1	1,901		1,874		1,909	
(3) その他	※1	953		909		902	
有形固定資産合計		6,725	19.5	6,553	20.4	6,675	19.0
2. 無形固定資産		13	0.0	14	0.1	13	0.0
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		2,519		2,649		2,523	
(2) その他		747		746		750	
投資その他の資産合計		3,267	9.5	3,395	10.6	3,273	9.3
固定資産合計		10,007	29.0	9,964	31.1	9,961	28.3
資産合計		34,472	100.0	32,066	100.0	35,186	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形		6,127		5,611		7,067	
2. 買掛金		2,203		1,653		2,337	
3. 未払法人税等		1,019		332		891	
4. 賞与引当金		285		249		240	
5. その他	※3	1,070		762		924	
流動負債合計		10,706	31.1	8,608	26.8	11,461	32.6
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		638		667		646	
2. その他		478		223		355	
固定負債合計		1,117	3.2	891	2.8	1,002	2.8
負債合計		11,823	34.3	9,500	29.6	12,463	35.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		10,599	30.8	10,599	33.0	10,599	30.1
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		4,138		4,138		4,138	
(2) その他資本剰余金		3,868		76		82	
資本剰余金合計		8,006	23.2	4,215	13.1	4,220	12.0
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,606		10,280		9,890	
利益剰余金合計		8,606	25.0	10,280	32.1	9,890	28.1
4. 自己株式		△5,163	△15.0	△3,092	△9.6	△2,681	△7.6
株主資本合計		22,049	64.0	22,003	68.6	22,028	62.6
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		569	1.6	410	1.3	600	1.7
評価・換算差額金合計		569	1.6	410	1.3	600	1.7
III 新株予約権		29	0.1	152	0.5	94	0.3
純資産合計		22,648	65.7	22,566	70.4	22,723	64.6
負債純資産合計		34,472	100.0	32,066	100.0	35,186	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高		18,123	100.0	13,289	100.0	35,255	100.0
II 売上原価		13,984	77.2	10,822	81.4	27,265	77.3
売上総利益		4,139	22.8	2,467	18.6	7,989	22.7
III 販売費及び一般管理費		1,531	8.4	1,426	10.8	3,079	8.8
営業利益		2,607	14.4	1,041	7.8	4,909	13.9
IV 営業外収益	※1	222	1.2	346	2.6	342	1.0
V 営業外費用	※2	72	0.4	66	0.5	141	0.4
経常利益		2,757	15.2	1,320	9.9	5,110	14.5
VI 特別利益	※3	—	—	35	0.3	120	0.3
VII 特別損失	※4	106	0.6	101	0.8	409	1.1
税引前中間(当期)純利益		2,651	14.6	1,254	9.4	4,821	13.7
法人税、住民税及び事業税		968		360		1,675	
法人税等調整額		8	976	5.4	68	428	3.2
中間(当期)純利益		1,675	9.2	826	6.2	3,257	9.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株 主 資 本							評価・ 換算差額 等	新株 予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	10,599	4,138	3,884	8,022	7,335	△4,015	21,942	805	—	22,747	
中間会計期間中の変動額											
利益処分による配当					△379		△379			△379	
利益処分による役員賞与					△25		△25			△25	
中間純利益					1,675		1,675			1,675	
自己株式の取得						△1,244	△1,244			△1,244	
自己株式の処分			△15	△15		96	80			80	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)								△236	29	△206	
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△15	△15	1,270	△1,148	106	△236	29	△99	
平成18年9月30日残高(百万円)	10,599	4,138	3,868	8,006	8,606	△5,163	22,049	569	29	22,648	

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株 主 資 本							評価・ 換算差額 等	新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
		資本準備金	その他 資本剰余 金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高(百万円)	10,599	4,138	82	4,220	9,890	△2,681	22,028	600	94	22,723
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当					△436		△436			△436
中間純利益					826		826			826
自己株式の取得						△425	△425			△425
自己株式の処分			△5	△5		15	10			10
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)								△189	57	△131
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△5	△5	390	△410	△25	△189	57	△156
平成19年9月30日残高(百万円)	10,599	4,138	76	4,215	10,280	△3,092	22,003	410	152	22,566

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株 主 資 本							評価・ 換算差額 等	新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
		資本準備金	その他 資本剰余 金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	10,599	4,138	3,884	8,022	7,335	△4,015	21,942	805	—	22,747
事業年度中の変動額										
利益処分による配当					△379		△379			△379
剰余金の配当					△297		△297			△297
利益処分による役員賞与					△25		△25			△25
当期純利益					3,257		3,257			3,257
自己株式の取得						△2,587	△2,587			△2,587
自己株式の処分			△32	△32		151	119			119
自己株式の消却			△3,770	△3,770		3,770	—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								△205	94	△110
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△3,802	△3,802	2,554	1,333	86	△205	94	△24
平成19年3月31日残高(百万円)	10,599	4,138	82	4,220	9,890	△2,681	22,028	600	94	22,723

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法（評価差 額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は 移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 移動平均法による原価法</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以 降に取得した建物（附属設備を 除く）については、定額法を採 用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 15年～38年 機械装置 10年 _____</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間 会計期間より、平成19年 4月 1日 以降に取得した有形固定資産につ いて、改正後の法人税法に基づく 減価償却の方法に変更しておりま す。 これにより営業利益、経常利益 及び税引前中間純利益は、それぞ れ 2 百万円減少しております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>_____</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ25百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当中間期に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左</p>	<p>3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(3) 役員賞与引当金 _____</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,086百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間期に負担すべき額を計上することとしております。 なお、当中間会計期間末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、計上しておりません。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,086百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。</p>	<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>1. ストック・オプション等に関する会計基準 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ29百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>1. ストック・オプション等に関する会計基準 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ98百万円減少しております。</p>
<p>2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は22,618百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は22,629百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正 当中間会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正 当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間末において区分掲記しておりました「長期貸付金」は、当中間会計期間末における資産の合計額の100分の5以下であるため、投資その他の資産「その他」に含めて表示することに変更しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末の投資その他の資産「その他」に含まれる「長期貸付金」は2百万円であります。</p>	—————

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式	13,099	1,735	297	14,537
合計	13,099	1,735	297	14,537

(注) 1. 普通株式の株式数の増加1,735千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社が取得した自己株式1,721千株であります。

2. 普通株式の株式数の減少297千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式	6,341	748	35	7,054
合計	6,341	748	35	7,054

(注) 1. 普通株式の株式数の増加748千株は、単元未満株式の買取りによる増加7千株、当社が取得した自己株式741千株であります。

2. 普通株式の株式数の減少35千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	13,099	3,680	10,438	6,341
合計	13,099	3,680	10,438	6,341

(注) 1. 自己株式の普通株式の株式数の増加3,680千株は、単元未満株式の買取りによる増加18千株、当社が取得した自己株式3,662千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少10,438千株は、ストック・オプションの行使による減少438千株、消却による減少10,000千株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>38</td> <td>33</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>67</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>130</td> <td>82</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	機械装置	38	33	4	有形固定資産・その他	67	33	33	無形固定資産	25	15	10	合計	130	82	48	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>59</td> <td>32</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>33</td> <td>24</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>107</td> <td>64</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	機械装置	14	7	7	有形固定資産・その他	59	32	26	無形固定資産	33	24	9	合計	107	64	43	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>82</td> <td>47</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>31</td> <td>19</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>114</td> <td>67</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	有形固定資産・その他	82	47	34	無形固定資産	31	19	11	合計	114	67	46
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																																							
機械装置	38	33	4																																																							
有形固定資産・その他	67	33	33																																																							
無形固定資産	25	15	10																																																							
合計	130	82	48																																																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																																							
機械装置	14	7	7																																																							
有形固定資産・その他	59	32	26																																																							
無形固定資産	33	24	9																																																							
合計	107	64	43																																																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																							
有形固定資産・その他	82	47	34																																																							
無形固定資産	31	19	11																																																							
合計	114	67	46																																																							
2. 未経過リース料中間期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>	1年内	19百万円	1年超	29	合計	48百万円	2. 未経過リース料中間期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p>	1年内	19百万円	1年超	23	合計	43百万円	2. 未経過リース料期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>46百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>	1年内	20百万円	1年超	26	合計	46百万円																																						
1年内	19百万円																																																									
1年超	29																																																									
合計	48百万円																																																									
1年内	19百万円																																																									
1年超	23																																																									
合計	43百万円																																																									
1年内	20百万円																																																									
1年超	26																																																									
合計	46百万円																																																									
3. 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	11百万円	減価償却費相当額	11	3. 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	11百万円	減価償却費相当額	11	3. 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	24百万円	減価償却費相当額	24																																												
支払リース料	11百万円																																																									
減価償却費相当額	11																																																									
支払リース料	11百万円																																																									
減価償却費相当額	11																																																									
支払リース料	24百万円																																																									
減価償却費相当額	24																																																									
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																								

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、1株当たり情報の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(自己株式の取得)</p> <p>当社は、平成18年9月15日及び平成18年10月16日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議し、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、平成18年10月及び11月に自己株式の取得を、実施しました。</p> <p>取得した株式の種類 当社普通株式</p> <p>取得した株式の総数 1,070,000株 (発行済み株式総数に対する割合1.2%)</p> <p>株式の取得価額の総額 716百万円</p> <p>取得の方法 市場買付け</p> <p>(自己株式の消却)</p> <p>当社は、平成18年11月13日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、平成18年11月15日に自己株式の消却を実施しました。</p> <p>消却した株式の種類 当社普通株式</p> <p>消却した株式の数 10,000,000株 (発行済み株式総数に対する割合11.2%)</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(ストックオプションの決議)</p> <p>当社は、平成19年6月22日開催の第104期定時株主総会及び取締役会において、新株予約権の発行を決議しております。</p> <p>その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(8) スtockオプション制度の内容」5.平成19年6月22日開催の定時株主総会決議に基づくもの及び6.平成19年6月22日開催の取締役会決議に基づくものに記載のとおりであります。</p>

(2) 【その他】

平成19年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ①中間配当による配当金の総額 359百万円
 ②1株当たりの金額 5円00銭
 ③支払開始日 平成19年11月27日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または登録された株主または登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第104期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月28日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年10月5日関東財務局長に提出

平成19年6月28日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 臨時報告書

平成19年6月28日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年7月9日関東財務局長に提出

平成19年6月28日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年3月31日）平成19年4月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年4月30日）平成19年5月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日）平成19年6月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年6月30日）平成19年7月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年7月1日 至 平成19年7月31日）平成19年8月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年8月1日 至 平成19年8月31日）平成19年9月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年9月1日 至 平成19年9月30日）平成19年10月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日）平成19年11月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日）平成19年12月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月 8 日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に自己株式の消却に関する事項が記載されている。
2. 重要な後発事象に自己株式の取得に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀之北 重久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツガミの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に自己株式の消却に関する事項が記載されている。
2. 重要な後発事象に自己株式の取得に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀之北 重久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツガミの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。